

平成30年10月11日

報道機関各位

岐阜大学理事（教学・附属学校担当）

江 馬 諭

[公印省略]

北海道胆振東部地震により被災した岐阜大学入学志願者の検定料の免除について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本学の入学試験の実施にあたりご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび標題のことについて、被災された方の経済的負担を軽減し、受験を希望される方の進学機会の確保を図るため、入学者選抜試験に係る検定料免除の特別措置を下記のとおり5年間講じることとしました。

つきましては、広く社会にお知らせいたしたく、貴機関での報道にご配慮くださいますようお願い申し上げます。

ご質問等がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

謹白

記

<特別措置の概要>

1. 特別措置の対象となる入学試験

平成30年度～平成34年度（5年間）に実施するすべての入試（平成30年度実施済を含みます。）

2. 措置内容

検定料の全額免除

3. 免除の対象者

北海道胆振東部地震により災害救助法適用地域において被災した志願者で、次のいずれかに該当される方

- （1）学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合
- （2）学資負担者が死亡・行方不明の場合

4. 免除の方法

申請希望者は次のいずれかの方法で手続きを行います。

- ・出願期間開始日の10日前までに申請書類を提出し、検定料を免除する方式
- ・出願後の申請により返還する方式（検定料：学部17,000円 編入学、大学院30,000円）

5. 申請書類

検定料免除申請書に加え、り災証明書あるいは死亡又は行方不明を証明する書類等

6. 周知方法

本学ホームページで周知します。

連絡先： 岐阜大学学務部入試課 電話058—293—2156，2180